

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくりまします。

平成9年
No.543

3/5

〒754-12 山口県吉敷郡阿知須町
発行：阿知須町役場
TEL 0836-65-4111

広報あじす…毎月 5日発行
お知らせ版…毎月20日発行



外国人登録をする カキヌマ大サーカスの方々

サーカス出演の外国人17人が来町

—外国人登録ただいま40人—

本町でサーカスを披露するため、中華人民共和国とメキシコからの転入者17人が、このたび外国人登録をするため、町役場住民課の窓口を訪れました。

本町にサーカス団が来町するのは、町制施行以来今回が初めてのことです。このサーカス団(カキヌマ大サーカス)は社会福祉事業協賛で、社会福祉協議会へ車いすの寄贈や収益金の寄付が行われます。3月1日から開演していますが、それ以前に近隣市町の社会福祉施設を訪問し、公演初日は、町内福祉施設の入所者も招いて行われました。

今回の外国人登録で、本町の外国人は40人になりました。

です

役場で手続きはお済みですか

阿知須町役場 TEL 65-4111

春(三・四月)は、
 転勤や就職、入学などで引越しをする人が多い季節です。
 荷造りが忙しくて、
 ついつい役場に出かけるのを忘れがちになりますが、ちょっと時間をください。手続きをちゃんと済ませて新しい生活を気持ちよく迎えますように。



住民票・印鑑登録

住民課戸籍住民係
 (内線)161 (有線)2135

●住民登録

持っていくもの
印かん

「転出届」を提出して「転出証明書」を受け、14日以内に新住所地で「転入届」の提出と手続きをしてください。

●印鑑登録

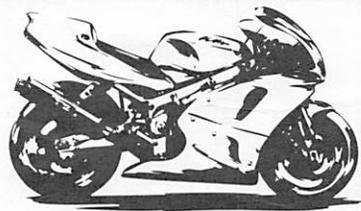
持っていくもの
登録カード

印鑑登録をしている人は、登録カードを返却してください。なお、旧住所地で受けた印鑑登録証明書は、住所が変わると使用できませんので、新住所地で新たに登録してください。

「住民票」は、「どの人がどこに住んでいるか」を公に証明するものです。就学、年金の受給手続き、運転免許証の取得、自動車の登録、パスポートの申請、住宅ローンの賃貸契約などさまざまな申請に使われます。
 また、国民健康保険、国民年金、児童手当、義務教育、選挙などといった私たちの「権利」と「義務」に結びつく重要な「行政証明書」です。

(軽)自動車・バイク

税務課賦課徴収係 (内線)121 (有線)2153
 山口県軽自動車協会 (TEL)0839-22-8877
 中国運輸局 山口陸運支局 (TEL)0839-22-5335



手続き窓口

- 原付(125cc以下)、農耕用・小型特殊
 税務課賦課徴収係
- 軽四、軽二輪(125cc超250cc以下)
 山口県軽自動車協会
- 普通自動車、小型二輪(250cc超)
 中国運輸局山口陸運支局

国民年金

住民課福祉係
 (内線)163 (有線)2132

住所変更のとき転出先に
 持っていくもの
印かん、年金手帳など

- 本人が、
- <退職したとき>
 - ・印かん、年金手帳、退職証明書または離職票
 - <就職したとき>
 - ・印かん、年金手帳、新しい職場の健康保険証
 - <配偶者の扶養に入ったとき>
 - ・印かん、年金手帳、第3号被保険者該当届出書
 - <扶養からはずれたとき>
 - ・印かん、年金手帳
 - <その他>
 - 氏名が変わったとき
 - ・印かん、年金手帳

3月 4月 お引っ越しのシーズン

小・中学校

町教育委員会総務課
(内線)212 (有線)4892

持っていくもの
印かん

現在通学している学校で、「在学証明書」と「教科書証明書」を受けて転校先の学校に提出してください。

水道

水道課
(内線)130 (有線)2141

持っていくもの
印かん

廃止や変更をする場合には、届け出が必要です。

国民健康保険証

環境保健課国民健康保険係
(内線)151 (有線)2122

「国民健康保険証」を返却し、新住所地で新たに申請してください。

持っていくもの

印かん、
健康保険証など



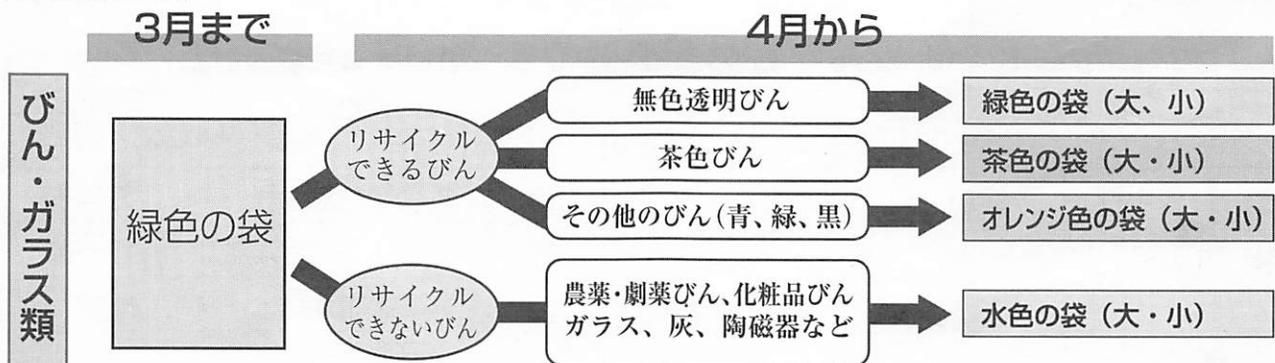
● 4ページに関連記事を掲載しています。

4月からごみの出し方が一部かわります

ことしの4月からごみの出し方が一部変わります。「缶・金属類」と「燃えるごみ」は、これまでどおりですが、「びん・ガラス類」が変わります。出し方は、リサイクルできるびんとリサイクルできないびんに分け、リサイクルできるびんは色ごとに分けるようになります。

なお、今まで使用していた袋も使えます(緑色の袋は無色透明びん)が、町指定ごみ袋の販売先(町環境保健課、各地区環境衛生組合長宅婦人会支部長(一部)宅、町内商店(一部)等)で交換されると間違いがなくて安心です。

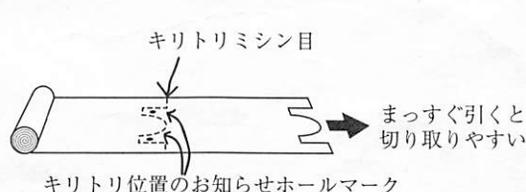
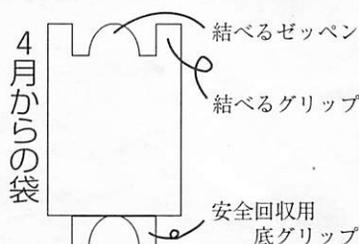
問い合わせ
町環境保健課 保健衛生係
(TEL 65-4111 (内)151 (有)2122)



◎「缶・金属類(赤色)」「燃えるごみ(白色)」は変わりません

※ びんのキャップやふたは取り除き、中をよく洗ってください。缶も中身をよく出して、水で洗い流して出してください。

町指定のごみ袋もかわります





こんなとき届け出が必要です



問い合わせ

町環境保健課国民健康保険係
(TEL65-4111 (内)152 (有)2122)

国民健康保険(国保)には、職場の健康保険(政府管掌健康保険や健康保険組合など)に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が加入することになります。加入者には世帯主や家族の区別はなく、一人ひとりが平等に国保の加入者(被保険者)となります。



届け出が遅れると...
加入の届け出が遅れると、加入時までさかのぼって保険税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりします。
また、やめる届け出が遅れて、保険証をうっかり使ってしまうと、国保で負担した分をあとで返していただくことになります。
届け出は必ず忘れないように気をつけましょう。

届け出が遅れると...

保険証は原則として一世帯に一枚交付されますが、長期出張や就学などで一枚の保険証では不便なときは、申請によりもう一枚の保険証が交付されます。

もう一枚の保険証が必要なとき

加入は世帯ごとに
一人ひとりが被保険者でも、国保への加入は世帯ごとに行います。
加入の届け出は世帯主がまとめて行い、一世帯に一枚の保険証が交付されます。



口座振替にすると安心

保険税の納付を口座振替にすれば、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。手続きは最寄りの金融機関でお願いします。一度手続きすれば、翌年度以降も自動的に継続されます。

- 預金通帳(預金口座番号の確認のため)
- 印かん(預金通帳にご使用のもの)
- 納税通知書(通知書番号の確認のため)



こんなとき、こんなものがが必要です(窓口は町環境保健課)

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保にはいるとき	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村からの転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者からはずれた証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	外国人の場合	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険にはいったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	印かん、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	外国人の場合	保険証、外国人登録証明書

満70歳から老人保健

70歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、老人保健で医療を受けます。70歳になったら、どの医療保険（国民健康保険、職場の健康保険、共済組合など）に加入していても、必ず町環境保健課の国保の窓口へ届け出をしましょう。

（本町で該当される人については、前月の20日を過ぎて個人通知します）

現在加入中の医療保険はそのまま

老人保健の適用を受けても、現在加入している医療保険を脱退するわけではありません。現在の医療保険の資格はそのままです。保険料も今までどおり納めます。（医療面以外の給付などはその保険から支給されます）



いつから適用される？

老人保健制度による医療は七十歳の誕生日（一定の障害がある人は、認定を受けた日）の属する月の翌月（月の初日の場合はその月）から開始されます。

たとえば

同じ3月生まれでも…



お医者さんにかかるとき

窓口で提出するもの

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証（被保険者証）」と、町から交付された「健康手帳」、「医療受給者証」の三つを忘れずに窓口に提示してください。

老人保健の医療を受けるときに提出するもの	
健康保険被保険者など	健康保険証、健康手帳
国民健康保険被保険者	国保保険証、健康手帳
共済組合組合員	共済組合員証、健康手帳

※ 健康手帳は医療受給者証付きのもの

入院中の食事代の標準負担額			
一般		1日	760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日	650円
	90日を超える入院	1日	500円
	老齢福祉年金受給権者	1日	300円

入院したとき

入院したときは、入院中の一日の食事代にかかる費用の一部を支払います。なお、住民税非課税世帯等の人は、「標準負担額減額認定書」（申請により交付）が必要です。

窓口で支払う費用

老人保健では、外来診療または入院ともそれぞれ一部負担金を支払います。

入院は、入院日数分を支払い、外来は、1つの医療機関ごとに毎月最初の診療日に支払います。また、総合病院では各診療科ごと、医科と歯科では別々に支払います。

一部負担金	平成8年度額	平成9年度額
入院 (1日につき)	710円	消費者物価にスライド
外来 (1か月につき)	1,020円	消費者物価にスライド

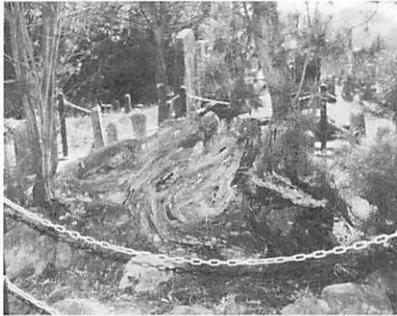
問い合わせ

町環境保健課 国民健康保険係
(TEL65-4111 (内)152 (有)2122)

あじすと毛利氏

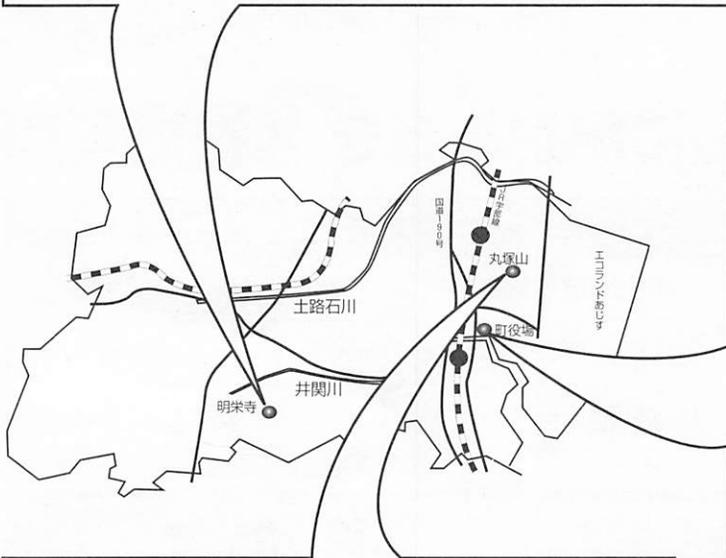
今、NHKの大河ドラマで人気の「毛利元就」ですが、元就にちなんで県内ではあちらこちらの元就ゆかりの地が紹介されています。

さて、わが阿知須町には、そのような場所はないのか、といえばやっぱりあります。とはいえ本町は、毛利氏の前の時代に大内氏（周防）と厚東氏（長門）の勢力争いの場であり、大内氏や毛利氏の生活圏とは離れていたため、元就と直接関係するものはありませんが、少しご紹介してみましょう。



お姫さま松

元就の孫の古満姫にまつわる伝説のある松。古満姫の息子の准円が手厚い看護のかいなく亡くなり、その死を嘆いて古満姫が墓のそばに松の木を植えて冥福を祈り、命果てるまでお参りしたそう。その後、松は大木に成長し、根幹が准円の墓を抱え込むようになり、「母が我が子をだき抱えたよう」に見えることから「お乳松」「古満姫松」とも呼ばれるようになったという事です。その松は、昭和二十三年に枯死して、今は切り株となり、後から植えた松と一緒に埋まっています。その根はいまなお墓を包み、伝説を裏づけています。場所は引野の明栄寺の前方の小高い丘にあります。



百万一心の碑

元就が、拠点の郡山城（広島県吉田町）改築の際、人柱の代わりに礎石に「百万一心」と彫らせたといわれています。これは、「いくら多くの人柱をたてても、城内の者から民の心までが一致しないと国を守っていくことはできない」として、人の和を大切にする元就らしい逸話として残っています。また、百万一心は分けてよめば、「一日一カー心」となり「日を同じくし、力を同じくし、心を同じくしてみなが一致協力して事に当たれば何事もなしとげられないものはない。」と言われたともいいます。

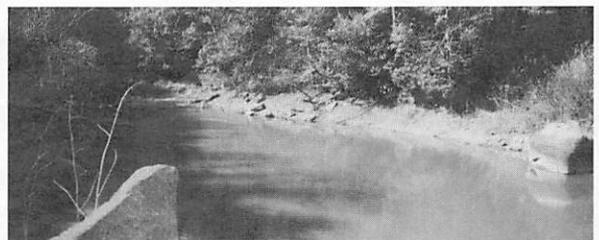
この碑は町役場前にあり、もちろん複製したのと思われるかもしれませんが、いつからここに設置されているかは、よくわかりません。

かがちだんぼ

丸塚山のふもとにある池。

元就が、九州の大友氏との戦いを繰り広げていた際に、大内氏の一族の大内輝弘が大友軍として阿知須近くの海岸に上陸。山口を攻めるのに道案内が必要として、現在の北祝地区にあった光明寺の住職と5人の村人を無理やり連れていきました。輝弘は毛利軍に破れ自刃しましたが、住職と5人は首谷ヶ浴（かがちだんぼ）で処刑されました。ただし、この処刑は、輝弘の軍が口封じのために処刑したものか、毛利軍が利敵の報復として処刑したものかは、はっきりわかっていません。

ただ、このことがあってから、この池は不吉な池として、入水自殺者が多くなりましたが、大正時代に死者の冥福を祈るために「流れ灌情」をしたからは、ここで死ぬ人はなくなったそうです。



※ 参考文献等…「あじす史話」、「阿知須町史」、「創作民話あじす昔ばなし」、「佐山（第二号）」、町教育委員会設置の立看板

福島牧場チーム 惜しくもBest8

——全日本綱引き選手権大会——



全国でベスト8の福島牧場チーム

町広報2月号でもお知らせしましたが、県綱引き選手権大会で優勝した福島牧場チームが、2月2日(日)に千葉県の千葉ポートアリーナで行われた全日本綱引き選手権大会(主催:(財)日本綱引き連盟)に出場しました。

結果は、主力選手の福島経男さんのケガ(ろっ骨骨折)にもかかわらず、ベスト8という成績でした。

今回、福島さんの体調は万全で優勝も狙えそうでしたが、決勝トーナメント1回戦で、以前に負傷したろっ骨のケガが再発。骨折しながらも勝ち抜きましたが、準々決勝戦では、西日本大会で勝利していた福岡県代表チーム(前年優勝チーム)に惜敗。「来年こそは、ケガを完治させて優勝を狙います。」と福島さん。

なお、町広報2月号では「福島牧場」となっていたことを訂正して、お詫びいたします。

井関女子サッカーチーム 県大会で準優勝

2月23日(日)に山口市維新記念公園補助競技場で、第5回県少女サッカー選手権大会(準決勝、決勝)が行われ、本町の井関チーム(井関サッカースポーツ少年団)が準優勝を飾りました。大会には全25チームが参加。

井関チームの女子は23人で、青木則篤さん(阿小教諭)の指導のもと、週3日の練習をしています。

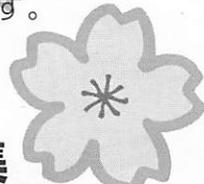


準優勝の銀メダルを手に、井関チームの面々

あじす夜桜フェスタ

…* さくらサク アナタ クル ……

ことしの春も夜桜フェスタ、満開気分でパワー全開、パーッとやります夜更けまで。みなさん一緒に騒ぎましょ。寄ってらっしゃい、見てらっしゃい。ことしもライトアップをしています。



とき 4月12日(土)午後5時から
ところ 勤労者体育センター前広場

募集

カラオケ大会出場者(仮装大歓迎)

※住所、氏名、電話番号、曲名を3月24日(月)までにご連絡ください。

出店、協賛

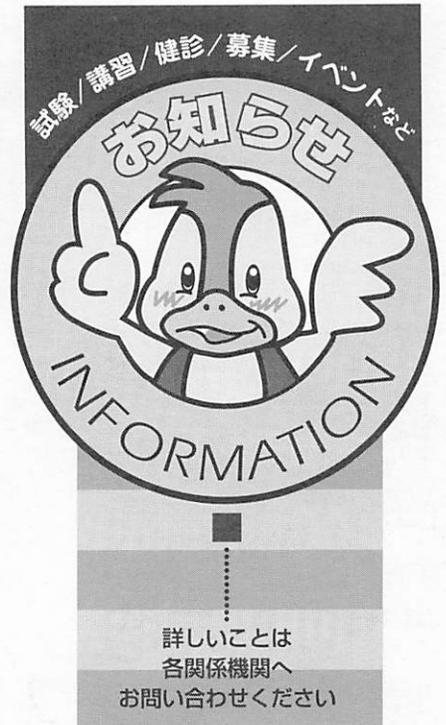
※出店、協賛を希望される団体等は3月17日(月)までにご連絡ください。

種類: 展示・食品販売・フリーマーケットなど

申し込み・問い合わせ

あじす夜桜フェスタ実行委員会

(事務局: 町企画振興課 TEL65-4111 (内)144 (有)2144)



町交通災害共済 新年度会員募集

町では九年度の交通災害共済の会員を三月十日から募集します。安い掛金で最高百万円の見舞金が出ますので、家族そろって加入されることをお勧めします。

■加入資格

本町の住民基本台帳に記載、または外国人登録をされている人。加入後に県下の町村（新南陽市を含む）に転出される場合、資格は有効です。

■対象になる交通事故災害

国内で自動車、電車、自動車、バイク、自転車（小児用の三輪車・乳母車などの子ども用遊具は除く）荷車、航空機、船舶など

の運行中に事故が起こり、歩行者または乗車（搭乗・乗船）中の人が死亡したり、けがをした場合。

■掛金 一人五百円（二年間）。ただし、四月一日現在で中学生以下と七十歳以上は一人三百円。

■適用期間 四月一日から翌年三月三十一日まで

■申し込み・問い合わせ
町総務課庶務係（TEL65-4111内）105（有）2116



臨時福祉特別給付金が支給されます

4月からの消費税率引き上げや地方消費税導入に伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得のねたきりのおとしよりの方、65歳以上の低所得の方々に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることとなりました。いずれも平成9年2月1日が基準日となります。

なお、対象者と思われる方には、3月10日すぎに申請書を配布します。申請書を提出されないと支給されませんので、ご注意ください。

3月25日までに申請書を提出してください（期限厳守）

臨時福祉給付金 1万円

本年2月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方が対象となります。

- 老齢福祉年金 ○障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に該当するもの ○遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に該当するもの ○児童扶養手当
- 特別児童扶養手当（※給付金は障害児の方が対象）
- 特別障害者手当 ○障害児福祉手当 ○福祉手当（経過措置分） ○原爆被爆者諸手当

ただし、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などには、それぞれの制度から同様の措置がとられることになっていますので、支給されません。

臨時特別給付金 1万円

平成8年度分の個人の市区町村民税が課されなかった65歳以上の方（ご本人が、他の方の平成8年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の市区町村民税が課税されなかった場合に限り。）が対象となります。

ただし、臨時福祉給付金と同様に生活保護を受けている方などには支給されませんし、臨時福祉給付金の該当者には支給されません。

臨時介護福祉金 3万円

生活保護を受けている方、もしくは平成8年度分の市区町村民税所得割が課されなかった方（ご本人が、他の方の平成8年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の市区町村民税所得割が課されなかった場合に限り。）で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 平成8年8月1日以前から痴呆またはねたきりなどで常時介護が必要な65歳以上の方
- 本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置）を受給できる方

ただし、基準日において病院、診療所または老人保健施設に平成8年10月31日以前から継続して入院（入所）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方には、支給されません。また、臨時介護福祉金は在宅介護支援を目的としていますので、同一の人が臨時福祉給付金や臨時特別給付金の該当者であっても、支給の対象となります。

● 申し込み・問い合わせ ●
町住民課 福祉係
(TEL65-4111内)163(有)2132

奨学金の貸与・ 援助のお知らせ

町では、経済的な理由で修学が困難な場合に、奨学金の貸与や就学経費の援助をします。

貸します奨学金

向学心がありながら、経済的な理由で高校以上の進学が困難な人に奨学金を貸与します。

■対象者

次のすべてに該当する人
○学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学、またはこれと同程度の専修学校に在学

○保護者または親権者が、本町の住民基本台帳外、国人登録原票に登録され、引き続き二年以上本町に在住

○経済的理由により修学が困難で、他の奨学会（日本育英会、県奨学会など）の学費を受けていない

○向学心に富み性行善良
○連帯保証人がいる

■金額

○高校・高専または同程度の専修学校：月額一万円

○大学またはこれと同程度の専修学校：月額三万円

■募集人員 若干名

■申込期間 三月十七日（月）～五月一日（木）

■償還 卒業後一年間据え置き。以後貸与を受けた期間の二倍の期間以内に月賦で均等償還。無利子。ただし、正当な理由がないのに償還を延滞したときは、延滞料を加算。

援助します就学経費

経済的な理由で、就学経費の援助が必要な小、中学生の保護者に、学校教育に必要な経費の一部を補助します。

補助を希望される人は、各地区の民生児童委員さんか町教育委員会総務課へご相談ください。

■対象になる経費

学校教育に必要な経費（給食費、学用品費など）

申し込み・問い合わせ

町教育委員会総務課（TEL 65-4111（内）212（有）4898）

国／民／年／金

第3号被保険者の特例措置は3月末までです

厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者で、第3号被保険者の届け出を忘れていた人に対する特例措置（未提出の期間を解消）は、3月末までです。

第3号被保険者の届け出を行わないと、受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。ご注意ください。

問い合わせ

町住民課福祉係
(TEL65-4111（内）163（有）2132)

消費者意識高揚の標語募集

県消費生活センターでは、消費者意識の高揚を図り、安全でより質の高いくらしの実現をめざして、標語の募集をします。

応募資格 山口県内在住者
応募作品 標語の字数は30字以内（未発表のもの）
応募方法 住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学生の場合は学校名、学年）、電話番号を明記のうえ、官製はがきで応募してください。（はがき1枚につき3点まで）

<あて先> 〒753 山口市葵2丁目6-2
山口県消費生活センター
(TEL0839-24-2421)

応募締切 平成9年4月15日（火）当日消印有効

法人に係る消費税の納期限

法人に係る消費税の納期限は次のとおりです。納期限までに納付しなかった場合は、納付するまでの日数に応じて延滞税がかかります。納期限に注意し、期限内に納税しましょう。

確定申告分	課税期間の末日の翌日から2か月以内			
中間申告分	直前の課税期間の年税額	3月31日まで	60万円超500万円以下	課税期間開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内
		4月1日以後	60万円超400万円以下	
		3月31日まで	500万円超	課税期間開始の日以後 3・6・9か月を経過した日から 2か月以内
		4月1日以後	400万円超	

問い合わせ 山口税務署 (TEL0839-22-2774)

※ 国税に関する相談も受け付けています ※

生涯学習だより

生涯学習課【町公民館内】
TEL 65-2022 (有) 4892



高齢者教室
福田百合子氏 講演会

出会い ふれあい 学び合い
われら仲間
グループ サークル



団体名／杜の会（謡曲）
伊藤篤弘（岩倉辻）

人間だれしも若い時代には、あれも習いたい、これも習いたい希望に燃えて入門します。しかし、壁にぶつかり、あるいは仕事の都合で中断します。私もその一人。昭和27年、会社の謡曲部に入りましたが、勤務の都合で中断し、昭和50年に再び始めました。退職後はこの「杜の会」に入り、月2回の稽古日には欠かさず出席してグループの仲間たちと励んでいます。

謡の文章は古典の美文をつづり合わせたものが多く、伊勢・源氏・古今・平家物語などから出典されています。やればやるほど奥深さを感じ、おもしろくなります。謡曲は能楽の歌謡です。みなさん、あい伴って^{はら}肚の底から声を出し、謡いませんか。今からでも遅くはありません。

4月20日に恒例の町民運動会を開催

阿知須町体育協会では、町民相互の体力つくりと心のふれあいをめざし、恒例の第40回町民運動会を開きます。

- 日時 平成9年4月20日（日）
午前8時30分入場行進開始
- 会場 阿知須中学校グラウンド
※ 雨天の場合は中止です



『あじすの歴史を学ぶ』

遺跡発掘調査報告会

地下に眠る遺跡は、昔の人々の生活のようすを今に伝える貴重な文化遺産です。

町教育委員会では、平成八年度に実施した神正遺跡の発掘調査の報告会を開催します。

この遺跡から室町時代後半を中心とする多くの遺物などが発見され、阿知須町の歴史を知るうえで貴重な史料を加えることができました。時を超えてよみがえった郷土の歴史の一コマにふれて、阿知須町の歴史について学んでみませんか。

■日時 三月二十五日（火）
午後七時三十分から

■場所 町公民館

■テーマ

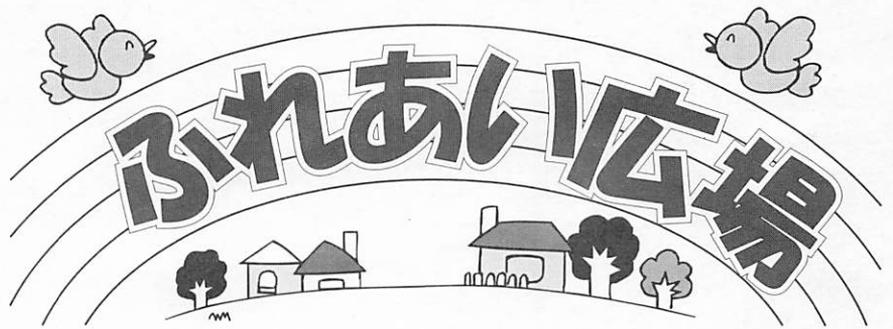
「あじすの歴史を学ぶ」

— 浜表— 神正遺跡発掘調査報告

■講師

町文化財保護審議会委員

富士埜 勇氏



「ふれあい広場」は
みなさんのページ
です。
町政への提言や身
近な話題、絵画、写
真など町企画振興課
(TEL 65-4111
(有)2144)へお寄
せください。

善意はここに

[町へ]

—広報送料—

●高重努さん (川崎市宮前区菅生6-36-21)

[町社会福祉協議会へ]

—篤志—

●匿名(旦北) ●井上博さん(砂三) ●匿名(築地)
拾得金を ●藤永フミ子さん(秋穂町) ●同仁病院ポ
ランティアの箱 ●匿名(279回、280回)

—香典返し—

●故兄 岸本 宗彦さん(岸本 和典さん・西 条)
●故母 古川サチコさん(古川 敏男さん・浜 表)
●故母 國平 サツさん(國平 政人さん・南 祝)
●故父 中村 松次さん(中村 幸男さん・砂 一)
●故夫 塩見 和美さん(塩見ツヤ子さん・恵比須)
●故父 松田 信人さん(松田 哲人さん・小 南)
●故義父 辻田 作夫さん(辻田サナキさん・岩 辻)

よろこびかなしみ

2月27日受付分まで 届け出順・敬称略

出生(おすこやかに)

氏名	親の名	月・日	住 所
上野 由理	省 嗣	1・23	岩 辻
國重 翔平	悟	1・24	向井関
大石 有華	朋 哉	1・24	飛 石
中島 遥歩	辰 夫	1・28	旦 西
濱谷 好歩	一八生	1・28	仙 在
伊藤 藤 巧	康 治	2・11	寺河内

死亡(ご冥福を祈ります)

氏名	死亡月日	年齢	住 所
國平 サツ	1・28	101	南 祝
西岡 梅市	2・3	86	砂 一
古谷 今雄	2・6	84	浜 表
松田 信人	2・8	76	小 南
辻田 作夫	2・9	85	岩 辻
塩見 和美	2・10	71	恵比須
中村 松次	2・10	92	白松苑

みんなの道路です、ラクガキしないで

昨年夏とことし1月の2回にわたってサンパーク近くの国道190号線ガード下(トリムコース側)に、スプレーによる落書きがしてありました。過去2回にわたって落書きがあったことについて、大変残念でなりません。みんなが使う道路です、きれいに使しましょう。

もし見かけた方がありましたら町建設課管理係(TEL 65-4111(内線)232(有線)2121)にご連絡をお願いします。

21世紀未来博(仮称) 「博覧会ボックス」が設置

県では、21世紀の出発点である西暦2001年にエコランド・あじす(阿知須干拓地)を会場地として博覧会を開催することとし、平成9年末を目標に博覧会の基本構想を作成することとしています。

この博覧会が、県民のみなさまが共に参加し、楽しめるものになるよう、計画段階から広く県民の意見・アイデアを聞きながら進めていく窓口として「博覧会ボックス」が開設されました。

みなさまからのご意見をお待ちしております。

「博覧会ボックス」へのアクセス

インターネット

「山口県のホームページ」の「21世紀未来博(仮称)について」へ

<http://www.pref.yamaguchi.jp/2001expo.htm>

パソコン通信

「県政情報システム」の「21世紀未来博(仮称)コーナー」へ

アクセスポイントは「やまぐちオクトピアネットワーク」を参照してください

(ID:guest、通信速度:2400bps)

ファックス

FAX番号0839-24-2001

山口県企画課内「博覧会ボックス係」まで

はがき・封書

〒753山口市滝町1番1号

山口県企画課内「博覧会ボックス係」まで

問い合わせ

県企画課未来博準備班 TEL0839-33-2526

町民カレンダー

3

March

●役…町役場 ●公…町公民館 ●体…体育センター ●阿小体…阿知須小学校体育館
●阿中体…阿知須中学校体育館 ●干拓グ…干拓グラウンド ●社福セ…社会福祉センター

日	月	火	水	木	金	土
						1
			5	6	7	8
9	10 健康づくり講座 (てしま旅館、前10時)	11 園芸教室(公、前9時30分)健康相談(役、前10時)いきいき広場(社福セ、後1時30分)	12 阿中卒業式(前9時)よちよちくらぶ(役、前10時20分)町体育施設等利用団体調整会議(公、後7時30分)	13 町公民館利用団体調整会議(公、後7時30分)	14 町民運動会説明会(公、後7時30分)	15
16	17	18 婦人学級(公集合、前9時30分)	19 井小卒業式(前9時15分)阿小卒業式(前9時40分)健康づくり講座(てしま旅館、前11時30分)	20 春分の日	21 心配ごと相談(社福セ、前10時)	22
23 30	24 31	25 遺跡発掘調査報告会(公、後7時30分)	26	27 ボランティア活動の日(社福セ、前10時)	28	29 新旧単位子ども会育成会長研修会(公、後7時30分)

MEMO

今月の納税
●国民健康保険税



人 の 動 き

住民登録
(平成9年2月28日現在)
人口……………8,296人
男……………3,865人
女……………4,431人
世帯……………2,716

2月の動き
(平成9年2月28日現在)
出生……………3人
死亡……………7人
転入……………33人
転出……………19人

●平成7年国勢調査●
人口/8,300人 世帯/2,585